

# 「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量規制（案）」に係る意見募集結果について

県では、「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量規制（案）」を平成20年6月13日に公表し、広く意見等を募集しました。

意見募集の結果及び意見等に対する県の考え方・対応をとりまとめましたので、公表します。御意見をお寄せください、誠にありがとうございました。

## 1 意見等の募集期間

平成20年6月13日～平成20年7月14日

## 2 意見等の状況

(1) 意見書等の数・・・・・・・メール1通

(2) 具体的な意見の数・・・・2件

(3) 主な意見等に対する県の考え方・対応

| 区分                       | 主な意見  | 県の考え方・対応  |
|--------------------------|---|---|
| 既存事業所と新設事業所の基準の差別化に関する意見 | 既存施設の排水の現状に合わせ、基準値設定をしてはどうか。それには、既存事業場と新設事業場の基準の差別化が必要だと思います。 | 湖沼法で、新設事業場と既設事業場で異なる算定式を用いることとされています。既設事業場は新設事業場と比較して、排水基準とほぼ同じくなるよう緩やか規制を設定しています。<br>ただし、平成25年4月1日以後、既設事業場に対しても新設の事業場と同じ排水基準が適用されるので、その際見直すことになります。<br>なお、事業者に対しては、意見募集期間中に説明を行ってきており、今後も十分な理解を得られるよう努めてまいります。 |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 規制のかからない事業場についての意見 | <p>平均排出水量が少ない事業場は、規制対象にならないのでしょうか。</p> <p>また、排出水量が少なく汚濁負荷の高い排水を排出している事業場は、やはり規制対象となるのでしょうか。</p> | <p>湖沼法に基づく汚濁負荷量規制については、日平均排出水量が50m<sup>3</sup>以上の事業場が対象となります。</p> <p>水質汚濁防止法に基づく排水基準については、県公害防止条例で定める業種に対して排出水量にかかわらず規制が適用されます。</p> <p>未規制事業場については、実態調査を進めており、その際、適正な排水処理等の指導及び下水道接続の啓発を行っております。</p> |
|--------------------|---|--|